

工事入札案件の社会保険の加入を確認するための書類一覧
(経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書で確認できない場合)

関係書類	内訳	内容
雇用保険の加入関係書類 ○加入義務あり 1を提出 ○加入義務なし 2を提出 ※下記の注意事項をご確認ください。	1 雇用保険に加入の場合 (経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書発行後に加入した場合)	労働局又は労働保険事務組合発行の労働(雇用)保険料の領収書(原則、直近の1回分)の写し ※分納の場合は、最低1期分を添付
	2 加入義務がない場合	「健康保険、厚生年金保険及び雇用保険の加入義務がないことの届出書」 (市ホームページよりダウンロード)を添付
健康保険加入関係の書類 ○加入義務あり 1、2のいずれかを提出 ○加入義務なし 3を提出 ※下記の注意事項をご確認ください。	1 年金事務所又は健康保険組合に加入の場合 (経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書発行後に加入した場合)	年金事務所又は健康保険組合発行の保険料の領収書の写し
	2 国保組合(建設国保等)に加入の場合 (経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書発行後に加入した場合)	以下のいずれかの書類 (1)国保組合(建設国保等)の加入証明書(落札決定日から3ヶ月以内の発行。写しでも可。) (2)国保組合(建設国保等)発行の保険料の領収書の写し
	3 加入義務がない場合	「健康保険、厚生年金保険及び雇用保険の加入義務がないことの届出書」(市ホームページよりダウンロード)を添付

関係書類	内訳	内容
厚生年金保険の加入関係書類 ○加入義務あり 1を提出 ○加入義務なし 2を提出 ※下記の注意事項をご確認ください。	1 年金事務所に加入の場合 (経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書発行後に加入した場合)	厚生年金保険料の領収書の写し
	2 加入義務がない場合	「健康保険、厚生年金保険及び雇用保険の加入義務がないことの届出書」(市ホームページよりダウンロード)を添付

【注意事項】

○健康保険、厚生年金保険の領収書の写しについては、原則、落札決定日から3ヶ月以内の領収書のうち最新のを提出してください。

○領収書の写しは、保険料の支払いが確認できる下記書類等のいずれかを提出してください。

①領収印が押された領収書

②口座振替した場合の領収済通知書(領収済通知書は「保険料〇〇〇〇〇円を金融機関から口座振替により受領しました。日付、印」が記載されているものです。様式は健康保険組合等により異なります。)

③口座振替又はネットバンキングの場合は、納入すべき金額が記載されている通知書と、通知書の記載金額が引き落としされたことが確認できる部分の通帳(又は取引明細書)の写しを併せて添付して下さい。(通帳の写しの不要な部分は黒く塗りつぶして下さい。)